

東京警察病院医療安全管理指針

1 基本理念

東京警察病院は医療安全管理体制を確立して医療事故の未然防止を図るとともに、医療事故が発生した場合に迅速・的確な対応を行うことによって、安全かつ適切に医療業務を推進します。

2 医療安全のための組織・体制

医療安全管理室は病院長直属の機関とし、医療安全確保のための責任と独立した権限があります。室長（医療安全担当副院長）、看護部長、事務部長、リスクマネージャー（専従）などで構成され、医療安全管理業務を行っています。

病院における医療安全対策と患者の安全確保推進のため、医療安全管理委員会を毎月開催し、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、放射線機器安全管理責任者を配置しています。

3 従事者（職員）研修および教育に関する基本方針

東京警察病院の職員は病院勤務者に必要な医療安全に関する研修を年 2 回以上受講する義務を有します。

4 医療安全管理室の業務

- ・ 医療事故発生時の情報収集と対応
- ・ 医療安全に関する情報収集及び実態調査
- ・ 医療安全マニュアルの作成及び点検並びに見直しの提言等
- ・ 医療安全に関する啓発、教育、研修、広報等
- ・ インシデントレポートの収集、保管、分析並び分析結果のフィードバック
- ・ 医療安全に関する統計、改善策の提案、推進、評価、
- ・ 医療安全委員会に対する助言
- ・ 医療事故報告の保管